

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年一月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

<p>路線名</p>	<p>三芳富士見線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>入間郡三芳町大字藤久保字俣埜三〇五番 一地先から同郡同町大字藤久保字俣埜三〇五番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和二年一月十四日</p>
<p>備考</p>	<p>歩道整備事業による。 平成三十年十一月十六日付け 川越県土整備事務所長告示第 二十号で告示した道路予定区 域の供用開始である。 延長八六・二メートル</p>